労災レセプト電算処理システムに係るQ＆A

**Q1 労災レセプト電算処理システムとは、どのようなことができるシステムですか。**

A１ 労災レセプト電算処理システムとは、労災保険指定医療機関等が電子レセプトをオンライン又は電子媒体により都道府県労働局に提出し、都道府県労働局において、受付、審査を行い、労災保険指定医療機関等が労働者災害補償保険診療費（以下「労災診療費」といいます。）を受け取る仕組みです。  
詳細については、厚生労働省ホームページ（検索サイトで“労災レセプト電算”を入力して検索してください）をご覧いただくか、ヘルプデスク（０１２０－６３１－６６０）に照会してください。

**Q2 電子レセプトによるオンライン請求を行うメリットは何ですか。**

A２ オンライン請求のメリットとして、以下の5点が挙げられます。

①査定結果、理由、支払額が分かります。

②事前にデータの不備をチェックできます。

③受付時間が延長されます。

④個人情報の流出などセキュリティが向上します。

⑤電子化による点数が算定できます。（薬剤費は除く）

なお、電子媒体での請求のメリットは、①及び⑤が挙げられます。

**Q3 電子レセプトによる労災診療費の請求は、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）と同様に義務化されているのですか。**

A３ 電子レセプトによる請求は、義務化ではありませんので、今までどおり、紙による請求も可能です。

**Q4 電子レセプトによる請求は、いつから行うことができますか。**

A４ 平成26年2月請求分から電子レセプトにより請求することができます。

**Q5 電子レセプトによる請求を行うための準備期間は、どの程度必要ですか。**

A５ オンライン請求の場合は、「（労災）電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を労働局に提出後、１～２週間程度で医療機関ユーザID及びパスワード等が発行されます。その後、確認試験を実施していただき、請求できるようになります。

また、電子媒体の場合は、事前に「（労災）光ディスク等を用いた費用の請求に関する届出」を労働局に提出していただきます。

届出の様式及び手続きの詳細は、厚生労働省ホームページ（検索サイトで“労災レセプト電算”を入力して検索してください）をご覧いただくか、ヘルプデスク（０１２０－６３１－６６０）に照会してください。

**Q6 電子レセプトによる請求を行うための費用は、どの程度かかりますか。**

A６ レセプトコンピューターを、労災電子レセプト請求に対応させるための費用が必要です。費用については、病院の病床数や導入しているシステムの規模、メーカーにより異なりますので、一概にはいえません。

また、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）のオンライン請求の原則義務化により、多くの医療機関において、レセプトコンピューターが導入されていると思われますので、まずは、契約しているメーカーにご相談ください。

**Q7 労災レセプト電算処理システムでは、何を電子レセプトにより請求することができますか。**

A７ 「労働者災害補償保険診療費請求書」（診機様式第１号）、「労災診療費請求内訳書（レセプト）」及び｢症状詳記｣が電子レセプトにより請求することができます。

なお、「療養(補償)給付たる療養の給付請求書」（様式第5号、第16号の３）、「療養（補償）給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」（様式第６号、第１６号の４）、「労災リハビリテーション評価実施計画書」、「検査に要した費用請求書」(診機様式第１号の２)、「同レセプト」、「労災アフターケア委託費(全て)」等は、電子レセプトでは請求することができませんので、今までどおり、紙媒体で送付してください。紙媒体を送付していただく場合は、「労災請求書等送付票(紙媒体)」に様式ごとの枚数を記載し提出してください。

**Q8 電子レセプトによる請求では、通勤災害の請求は行えますか。**

A８ レセプトコンピューターで入力が可能であれば、通勤災害も請求することができます。

**Q9 電子レセプトによる請求は、どのような方法がありますか。**

A９ オンラインによる請求方法と電子媒体による請求方法の２通りあります。

**Q10 電子媒体で請求する場合、使用できる媒体は何がありますか。**

A10 CD-R、MO又はFDを使用して請求することができます。  
なお、ＭＯ及びＦＤは都道府県労働局のコンピュータで読み込むことができず、厚生労働本省で読み込みを行うこととなります。

**Q11 電子レセプトによる請求は、何月以降の診療分が対象ですか。**

A11 平成25年６月診療分以降が電子レセプトの対象です。

**Q12 平成25年５月以前の診療分は、どのように請求するのですか。**

A12 平成25年５月以前の診療分は、今までどおり、紙レセプトにより請求してください。

**Q13 電子レセプトによる請求を行った場合、療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第５号）等は、紙で送付する必要はありますか。**

A13 「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」（様式第５号、第16号の３）、「療養（補償）給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」（様式第６号、第１６号の４））等については、「労災請求書等送付票(紙媒体)」に様式ごとの枚数を記載し提出してください。

**Q14 電子レセプトによる請求を行った場合、紙で送付する必要がある書類は何がありますか。**

A14 「労働者災害補償保険診療費請求書」（診機様式第１号）、「労災診療費請求内訳書（レセプト）」及び「症状詳記」が電子により請求することができます。  
したがいまして、それ以外の書類（「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」（様式第５号、第16号の３）、「療養（補償）給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」（様式第６号、第１６号の４））、「検査に要した費用請求書」(診機様式第１号の２)、「同レセプト」、「労災リハビリテーション実施計画書」、「手術記録」、「指導管理箋」、「労災アフターケア委託費(全て)」等）については、今までどおり、紙により都道府県労働局に送付してください。紙媒体を送付していただく場合は、「労災請求書等送付票(紙媒体)」に様式ごとの枚数を記載し提出してください。

**Q15 労災電子化加算の具体的な内容を教えてください。**

A15 オンライン又は電子媒体による労災診療費の請求（薬剤費は除く）を行った場合に、電子レセプト１件につき3点の労災電子化加算が算定できます。  
なお、初診、再診は問いません。

**Q16 労災電子化加算は、いつから算定できますか。**

A16 労災電子化加算は、平成25年６月診療分から算定することができます。  
なお、労災電子化加算の算定は、平成28年3月診療分までの予定です。

**Q17 過去の診療年月分のレセプトについても、労災電子化加算の算定はできますか。**

A17 平成25年６月診療分以降であれば、算定することができます。

**Q18 労災電子化加算は、医科、歯科、調剤（薬剤費）レセプトのすべてが対象ですか。**

A18 労災電子化加算は、医科、歯科レセプトのみが対象です。  
なお、調剤（薬剤費）レセプトは、労災電子化加算の対象外です。

**Q19 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）においてオンライン請求を行っていませんが、労災請求についてオンラインで請求を行うためには、どのようなシステム環境が必要ですか。**

A19 まず、レセプトコンピューターシステムを労災電子レセプト請求に対応させる必要があります。次に、オンラインによる請求をするために、労災のオンライン請求においても健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）のオンライン回線を使用するため、健康保険においてオンライン請求を行うことができる環境が必要です。詳細は、下記の社会保険診療報酬支払基金ホームページをご覧ください。

社会保険診療報酬支払基金ホームページ

<http://www.ssk.or.jp/rezept/online/iryokikan/index.html>

**Q20 既に、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）においてオンライン請求を行っていますが、労災請求についてオンラインによる請求を行うためには、どのようなシステム環境が必要ですか。**

A20 既に、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）においてオンライン請求を行っている場合でも、レセプトコンピューターシステムを労災電子レセプト請求に対応させる必要があります。

**Q21 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）において、すでに“電子証明書”を取得していますが、オンライン請求を行うにあたり、新たに、電子証明書を取得する必要がありますか。**

A21 現在、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）で使用している“電子証明書”をそのまま利用することができますので、新たに取得する必要はありません。  
なお、新たに労災用のユーザＩＤとパスワードは必要となります（Ｑ２３を参照）。

**Q22 電子レセプトによる請求をオンラインで行う場合に必要な届出はありますか。**

A22 「（労災）電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を管轄の都道府県労働局に提出してください。詳細については、厚生労働省ホームページ（検索サイトで“労災レセプト電算”を入力して検索してください）をご覧いただくか、ヘルプデスク（０１２０－６３１－６６０）に照会してください。

**Q23 オンライン請求を行う場合に必要となるユーザIDとパスワードは、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）と同じですか。**

A23 オンライン請求を行う場合には、健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）から発行されたユーザIDとパスワードを使用することができませんので、新たに、労災レセプト電算処理システム用のユーザIDとパスワードが必要です。

**Q24 ユーザIDとパスワードは、届出から発行までにどの程度かかりますか。**

A24 ユーザIDとパスワードは、届出書類を提出してから１～２週間程度で発行します。

**Q25 電子レセプトによる請求を電子媒体で行う場合に必要な届出はありますか。**

A25 「（労災）光ディスク等を用いた費用の請求に関する届出」を管轄の都道府県労働局に提出してください。

**Q26 電子媒体による請求を行うためには、どのような手続きが必要ですか。**

A26 電子媒体による請求を行うためには、電子媒体と「光ディスク等送付書」の提出が必要です。

**Q27 電子媒体による請求に必要な送付書は、どこで入手することができますか。**

A27 管轄の都道府県労働局、または厚生労働省ホームページから「光ディスク等送付書」を入手してください。詳細については、厚生労働省ホームページ（検索サイトで“労災レセプト電算”を入力して検索してください）をご覧いただくか、ヘルプデスク（０１２０－６３１－６６０）に照会してください。

**Q28 電子媒体による請求に必要な送付書の送付先を教えてください。**

A28 管轄の都道府県労働局に、電子媒体と一緒に「光ディスク等送付書」を提出してください。

**Q29 電子レセプトによる請求に対応できるメーカーを教えてください。**

A29 健康保険（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等）のオンライン請求の原則義務化により、多くの医療機関において、レセプトコンピューターが導入されていると思われますので、まずは、契約しているメーカーにご相談ください。

**Q30 確認試験とはどのような試験ですか。**

A30 労災保険指定医療機関等で作成した労災レセプトが、厚生労働省の定める記録条件仕様書等に沿って正しく作成されているかどうかを、請求前に確認するために行う試験のことです。

**Q31 確認試験は、何のために行う必要があるのですか。**

A31 確認試験を行うことにより、オンライン又は電子媒体による請求時に発生するエラーを事前に確認し、あらかじめ訂正の上、請求することができます。

**Q32 オンラインにより確認試験を行うための具体的な操作方法を教えてください。**

A32 労災レセプト電算処理システムの環境選択画面で「確認試験」を選択し、ログインしてください。  
ログイン後、「レセプト送信・状況」ボタンを選択して業務を開始します。  
詳しい操作方法は、厚生労働省ホームページに掲載している「操作マニュアル」をご覧ください。  
ご不明な内容は、ヘルプデスク（０１２０－６３１－６６０）に照会してください。

**Q33 確認試験の結果に対して、どのように対応すればよいですか。**

A33 オンライン確認試験結果リストのエラーコード欄に、1000番台（R1 エラー）、又は2000番台（R2 エラー）と表示された場合は、受付ができない（キャンセル）状態であるため、エラー内容を確認の上、該当箇所を訂正し、再度確認試験を行ってください。それ以外のエラーについては、エラー内容を確認の上、訂正を行ってください。

**Q34 確認試験で、労災電子化加算は入力できますか。**

A34 確認試験の時から、労災電子化加算を入力することができます。

**Q35 電子レセプトによる請求は、いつ行うことができますか。**

A35 オンラインによる請求は、下記の期日に行うことができます。  
①毎月５日～７日、１１日～１２日（土日祝日を含む）　８：００～２１：００  
②毎月８日～１０日（土日祝日を含む）　　　　　　　　８：００～２４：００

※１１日～１２日は、データに不備があり、１０日までに請求できなかった件数分のみ修正の上、請求することができます。

※１日から４日は、システム停止のため、労災レセプト電算処理システムを利用することはできません。

なお、電子媒体による請求の場合には、毎月１０日までに管轄の都道府県労働局に提出してください。

**Q36 オンラインによる請求を行うための具体的な操作方法を教えてください。**

A36 労災レセプト電算処理システムの環境選択画面で「請求」を選び、ログインしてください。  
ログイン後、任意のボタンを選択して業務を開始します。  
詳しい操作方法は、厚生労働省ホームページに掲載している「操作マニュアル」をご覧ください。  
ご不明な場合は、ヘルプデスク（０１２０－６３１－６６０）に照会してください。

**Q37 オンラインによる請求の結果に対して、どのように対応すればよいですか。**

A37 受付前点検結果リストのエラーコード欄に、1000番台（R1 エラー）、又は2000番台（R2 エラー）と表示された場合は、受付ができない（キャンセル）状態であるため、エラー内容に従い該当箇所を訂正し、再度請求を行ってください。それ以外のエラーについてはエラー内容を確認の上、訂正を行ってください。

**Q38 オンラインによる請求の結果は、いつまでに確認し、訂正する必要がありますか。**

A38 １0日までに確認及び訂正を行い、請求を確定してください。

※請求確定をした請求書のうち、エラーとなり請求していないレセプトについては、１２日まで請求することができます。

**Q39 オンラインによる請求の支払結果は、どのように確認することができますか。**

A39 今までどおり、厚生労働省本省から送付する「労働者災害補償保険診療費支払振込通知書」により確認することができます。  
また、システムの画面で、診療行為ごとの審査結果、理由及び支払額を確認（ダウンロード）することができます。

**Q40 オンラインによる請求方法等が分からない場合には、どこに問い合わせをすればよいですか。**

A40 レセプト請求の内容に関する個別の問い合わせは滋賀労働局労災補償課医療担当（０７７－５２２－１１３１）に、システムの操作や設定の問い合わせは労災レセプト電算処理システムヘルプデスク（０１２０－６３１－６６０）にお問い合わせください。